

鳥取縣公報

昭和十八年五月十一日
第千四百三十二號

火曜日

本書ノ大きサハ國定規格A5判

目次

- 告示
- 濱駒羅市場日割變更認可……………一頁
 - 被保險者證中無効……………一頁
 - 産婆登錄名簿取消者……………一頁
 - 業務用衣料品購入票發行團體指定……………二頁
 - 生計費指數資料調査員任免……………二頁
 - 國民學校教員免許狀授與……………三頁
- 彙報
- 本縣昭和十八年度農村勞力對策に就て……………四頁
 - 桑園夏作綠肥播種週聞……………七頁
- 其の他……………

告示

鳥取縣告示第二百五十四號

日野郡畜産組合ニ對シ溝口濱駒羅市場業務規程第三條中市場日割左ノ通變更ノ件四月一日認可セリ

昭和十八年五月十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

市場名	取扱	變更	前	變更	後
溝口濱駒市場	駒	日	割	日	割
		九月二十二日		九月二十四日	

鳥取縣告示第二百五十五號

健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十八年五月十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

被保險者證 記號 番號	被保險者 氏 名	工場事業場又ハ事務所所在地、名稱	無効トナリタル年月日
鳥 小 三	中 谷 五 郎	日ノ丸自動車株式會社	一、四、二六
同	穴 谷 本 太 郎	同	一、四、二六
鳥 上 三	片 山 幸 治	吉谷機械製作所	一、四、二二
米 上 三	加 藤 理 一	米子鍛工株式會社	一、四、二五

鳥取縣告示第百五十六號

健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十八年五月十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

被保險者證 記號 番號	被保險者 氏 名	工場事業場又ハ事務所所在地、名稱	無効トナリタル年月日
日 小 四	淺 野 要 治	日野郡多里村 廣瀬鐵山	一、三、三〇
日 小 一	小 林 て い	日野郡根雨町日野 林材根雨第一工場	一、四、二六
八 上 三	黑 岩 榮 四 郎	八頭郡智頭町智頭 木材統制材式會社	一、四、二六

鳥取縣告示第百五十八號

昭和十六年十一月十四日鳥取縣告示第八百八十四號金屬類回收令第三條ニ指定スル施設ニ對スル回收機關ノ件ハ之ヲ廢止ス

昭和十八年五月十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥 上 三	二 安 富 秀 雄	鳥取市東品原町山 陰合同銀行鳥取南 支店	一、七、三、一
鳥 上 三	地 井 喜 代 治	鳥取市東品治日本 通運株式會社鳥取 支店	一、一、一、七
米 上 三	鈴 木 哲 夫	米子市角盤町電氣館	一、四、三

鳥取縣告示第百五十七號

產婆登錄名簿取消者左ノ如シ

昭和十八年五月十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取市瓦町七八番地

昭和十八年四月八日中華民國山東省濟寧縣城內文昌閣街六號ニ轉住ノ爲同日付名簿取消方出願ニ對シ同年同月二十二日取消

成 川 吉 之 成 川 吉 之

鳥取縣告示第百五十九號

纖維製品配給消費統制規則第二十條ノ規定ニ依リ業務用衣料品購入票ヲ發行スル團休ヲ左ノ通指定ス

昭和十八年五月十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣產業報國會
社團法人纖維製品統制協議會鳥取支部

鳥取縣告示第百六十號

左記ノ者ニ對シ昭和十八年三月三十一日頭書ノ國民學校教員免許狀ヲ授與セリ

昭和十八年五月十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

資 格	氏 名
國民學校訓導免許狀	川 口 光 雄
同	藤 原 茂

鳥取縣告示第百六十一號

生計費指數資料實地調査令第九條ノ規定ニ依ル生計費指數資料調査員左記ノ通内閣ニ於テ任免セラレタリ

昭和十八年五月十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

解任並任命年月日	解任調査員氏名	任命調査員氏名
昭和十八年四月三十日	河 崎 三 造	佐々木哲夫

正 誤

昭和十八年三月三十日付鳥取縣訓令甲第七號各警察署巡查受持區劃中二十七頁智頭警察署第五號受持中ニ篠坂、毛谷大内、郷原ヲ加ヘ、三十三頁境警察署第二號受持中ノ鳥場崎町ヲ馬場崎町ニ、三十四頁黑坂警察署第五號駐在所位置ノ福榮村大字神福ヲ福榮村大字福塚ニ訂正ス

彙報

本縣昭和十八年度

農村勞力對策 に就て

勞力は増産の原動力
調整完遂に協力せよ

戦争の進展と共に農村の勞働力は愈々緊迫の度を加へつゝあるので、本縣ではこれに對應して農村勞力對策に關する實踐要項を決定して勞力調整の完壁を期することゝしてゐるので、以下その概要を記して各位の積極的協力を要望する。

◇ 計畫樹立の目標

農作業に關する勞力對策樹立の目標は春期農繁期に於ては麥管理、麥刈脱穀、水田整地、田植、養蠶、水田除草、水稻病虫害防除、果樹袋掛、秋季農繁期には稻刈、脱穀、麥の整地、麥播種、甘藷收穫、養蠶とし、これらに關して

部落勞力の需給調整の徹底、農村勞力總動員に關する施設の強化、農業機械の共同利用施設強化、農村勞務統制の強化、役畜共同利用施設の擴充、婦人勞働能率の増進に關する施設擴充、農作業改善普及に關する研究等であつて、これによつて農業生産能力向上を期せんとするものである。

この農村勞力對策については市町村農會が活動の中心となつて計畫樹立、部落團體の指導に當るのであつて、計畫樹立に當つては農會はその村の實情に鑑み、左の施設中重要なものにつき重點的に計畫を樹て、部落團體の指導に邁進することになつてゐるが、これが實施については昭和十八年農業生産申告、部落計畫の樹立、部落中堅人物の活動促進等につき督勵を必要とする。

◇ 市町村の勞力對策施設

一、農村勞力總動員に關する施設
(一) 農業共同作業並に一齊作業の徹底
共同作業は勞力調整の根幹をなすものであるから、市町村の實情を考慮して左記作業の共同化を期する。

01038

01037

1、稻作 Ⅱ 水田整地、田植、稻刈脱穀、病虫害防除、共同苗代、水田除草
2、麥作 Ⅱ 畦立整地、麥刈脱穀、管理、病虫害防除
3、其他 Ⅱ 甘藷收穫、果樹園中耕除草、病虫害防除
尙共同作業の成果を大ならしめる爲には市町村農會は部落の共同作業指導上左の事項につき指導してその改善を期する。

1、部落戸數や耕地の分散状況等を考慮して部落を適當な地區に分ち、各地區毎に共同作業班を編成せしめて地區單位の共同作業を徹底する。
2、部落全戸の共同作業参加を勸奨し、適材適所の方法によつて作業を實施せしめ潜在勞働力の利用増進を期する。

(二) 勤勞奉仕班の編成活動

共同作業の困難な部落に對しては勤勞奉仕班を編成せしめ、主として部落内の應召家庭等に對し農繁期作業の勤勞奉仕をなさしめ、相互扶助の精神を強調する。

(三) 移動勞働班の活動促進

市町村農會は農事實行組合長をして移動勞働班の請入を要する人員數、期間及び他部落に送出し得る人員數、期間等を農會長に報告せしめ、移動勞働班の請入及び送出の計畫を樹立すると共に、部落團體を督勵して移動勞働の積極的な活動をなさしめる。

(四) 非農業者團體の勤勞奉仕計畫樹立

市町村内の學校、翼賛壯年團、婦人團體等と緊密な連絡をとり、必要な作業の勤勞奉仕請入計畫を樹立して農村勞務總動員の實績を擧げるやう手配する。

二、農業機械共同利用に關する施設

(一) 農業機械を中心とする共同作業計畫の樹立
市町村農會は部落團體を督勵して左の農業機械を中心とする共同作業計畫を樹立せしめると共に、極力共同作業を勸奨する。

原動機(石油發動機、電動機)、動力脱穀機
噴霧機(半自動以上)、自動耕耘機、碎土機、製繩機
(二) 田園電化に依る共同作業計畫の樹立
石油資源の不足に對處し、市町村農會は其の實情に即應

01039

した田園電化計畫を樹立して部落團體を督勵し、水田耕耘整地、稻麥脱穀作業の共同化を期する。

(三) 水力利用原動機の設備擴充

農作業の電化施設は困難であつても、水力原動機を動力として農業機械の共同利用を行ふに適してゐる部落に對しては、タービン水車の設置を勸奨し扱摺作業等の能率を増進せしめる。

(四) 破損農機具の修理徹底

部落團體の幹部を督勵して破損農機具の調査をなさしめ、巡回修理班等によつて早期修理を行はしめる。

(五) 農機具の保管方法使用料に關する指導

農機具の保管方法の適正は最も必要であるから、その適正を期すると共に使用料に關して指導を行ふ。

三、農村勞務統制の強化

市町村農會は農業生産統制規程に基き、勞力調整施設の徹底を期する爲、左の事項に關して必要がある場合は統制をなし得るやう手配する。

1、農村共同作業に關する統制

- 2、農業機械の統制
- 3、移動勞働の統制
- 4、離農統制

四、役畜共同利用施設

(一) 耕作反別に比して役畜頭數の多い部落又は町村に於ては、畜耕班を編成して役畜の少い部落又は町村に出動せしめ、畜力の共同利用に依つて耕耘作業の勞力調整を圖る。

(二) 共同作業に對して役畜の提供を勸奨する。

(三) 役畜保管方法並に使用料に關して指導を行ふ。

五、農村婦人勞働能率の増進に關する施設

市町村農會は本施設を必要とする部落を選定し、農繁期十五日間を標準として共同炊事並に託兒所の施設を共同作業計畫に織込み實施する。但し部落の選定に關しては次の事項に留意する。

- 1、耕地面積が大であつて勞力不足の爲婦人の勞働力を最も必要とするもの。
- 2、部落戸數が三十戸程度であつて中堅人物の活動が積極的であり、且つ部落民の協同精神が旺盛であること。

01040

六、農作業改善普及に關する施設

市町村農會は部落の幹部と協力して田植、脱穀、整地等に關し優秀の技術を有する者の發見に努め、その普及指導をなす。

◇活動の体制

市町村農會が計畫を樹立して部落團體を指導する勞力調整對策は以上の如くであるが、郡農會はこの町村農會の計畫に基いて別に勞力調整計畫書を作製し、春秋二回知事に提出する。

しかししてこの農村勞力調整についてはその活動に於て整然たる体制を必要とするので、これが爲にはその活動体制として、部落の勞力調整に關してはその部落團體長が責任者となつて市町村農會の計畫樹立並に組合員の統率に當り、市町村農會の勞力調整については市町村農會が中心となつて計畫を樹立して部落團體の指導統率に當るのであるが、尙、郡内全部に亘る調整は郡農會が中心となつて計畫樹立をなし、縣及び縣農會の指示に従つて管下の町村農會の統率に當り、縣農會は縣と緊密なる連絡の下に郡市農會の勞

力調整計畫の樹立及び勞力調整施設の實施に關し幹筋に努めることになつてゐる。

又郡市農會及び町村農會に於て勞力調整計畫を樹てるに當つては、畜産團體とか養蠶團體等關係團體との連絡が必要であるので、これらに對しても充分緊密なる連絡を保つて計畫樹立上遺憾なきを期する筈である。

“皆勞で 楽しいわが家 強い國”

桑園夏作綠肥播種週間

五月十三日より同十九日まで

現下の肥料狀況に鑑み桑園間作綠肥の栽培は特に緊要である爲次の通り五月十三日より十九日までの一週間を以て夏作綠肥播種週間を設定し縣下一般にこれを勵行して桑園肥料の需給調整に對處することゝなつた。養蠶家各位はよくこの趣旨を諒知し目的達成の上に萬遺憾なきを期せられたい。

▽實施事項

- イ、播種は一畦隔に行ふこと
- ロ、播種の際基肥として木灰を反當十五貫施用すること
- ハ、成るべく根瘤菌を接種して收穫の増加を圖ること
- ニ、綠肥は酸性土壤を忌むものであるから、土壤中の酸土の中和に努めること
- ホ、反當播種量 四升内外

○行旅死亡人

岡山市長ニ於テ行旅死亡人左記ノ通取扱ヒノ旨通知有之候
ニ付心當ノ向ハ直接該市長宛照會相成度

- 一、本籍 住所 身分 職業 氏名 年齢
自稱本籍 廣島縣以下不詳身分不明住所不定
ルンペン 田村某 推定年齢五十五、六才
- 一、性別 男子
- 一、人相 身長五尺一寸位、体格中柄、肉付良、額梢角

昭和十八年五月十一日印刷
昭和十八年五月十一日發行

- バリ、色青黒シ、頭髮五分刈、頬髭並ニ鬚髯ヲ生ズ、目鼻、口、耳、普通トス
- 一、着衣 薄茶色メリヤスシャツ、ズボン下黒羅紗ノチヨツキスフ、國民服、濃茶色防水加工ヲ爲セルジャンパー羅紗ズボン下ニ茶餅瓦斯ノ袴ノネル格子胴モスリン袖付縞袴ヲ着シ、布製ゴム底編上靴ヲ穿テ、竹ノ杖三度笠ヲ持ツ
- 一、特徴 額面ノ毛深ク右腕ニ莊丹ニ櫻ノ花左下腕ニ縦筋ノ入墨ヲナセリ
- 一、所持品 黒皮ニツ折ホツク止 小型ガマ口現金紙幣アルミ貨取交ゼ壹百五圓四拾錢 茶皮差込小型ケース直徑三寸位ノ擴大鏡 桃色萬年ペン、剃刀ヲ所持ス
- 一、死亡別死亡 病死(心臟麻痺)
- 月 日 昭和十八年四月一日午前十一時三十分
- 頃
- 一、死亡ノ場所 岡山市内山下九一番地ノ裏廣場
- 一、其ノ他必要事項 本人生前郷里ノ兄ヨリ月々小額ノ送金ヲ爲シ居レリト云フ依ツテ引取者ノ有ル事ハ確實ナリト思料ス

發行縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市吉方町
鳥取縣鳥取市吉方町
前田印刷所
刷所(西島19)